

森林とふれあう自然公園環境整備委託事業 企画提案募集要領

1 趣旨

三重県では、県民全体で森林を支える社会を作ることを中心に、県民の皆様が森林とふれあう機会を増大させる事業を行うこととしています。このたび、豊かな自然にふれあい、楽しむために整備された自然公園の施設や長距離自然歩道を活用し、森林環境教育を行う事業の企画提案及び事業実施者の募集を行います。

2 募集内容

(1) 応募要件

事業実施者は市町及び以下のいずれかの要件を満たす事業者等とします。

①公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人

②特定非営利活動法人

③①及び②以外の法人格を有する団体

④法人格を有しないが、事業を実施するための体制が認められる団体

※代表者の定めがあり、意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、公印の管理並びに使用の方法及び責任者、内部監査の方法等を明確にした規約等が定められていること。

(2) 事業内容

①森林環境教育等の普及のために行うトレッキングや森林セラピー、エコツアー等のイベントの企画立案及び実施

②①を行うために必要な修繕、案内標識の設置等の整備

(3) 事業の対象となる場所（利用拠点）

県民の心身の健康の増進や、森林環境教育の普及のために県により整備された以下の施設で行う取組を対象とします。

①自然公園施設の園地等（伊勢志摩国立公園、吉野熊野国立公園、鈴鹿国定公園、室生赤目青山国定公園）

②長距離自然歩道（東海自然歩道、近畿自然歩道）

③三重県民の森

④三重県上野森林公園

⑤その他

(4) 経費

企画書及び見積書を審査のうえ、予算の範囲内で事業費を決定します。また、対象となる経費は別表1のとおりです。

3 選定

(1) 選定の方法

事業候補については、以下の(2)の基準に従って事業担当課等において書類審査及び必要に応じてヒアリング審査を行い、それらを踏まえて選定します。

(2) 審査基準

審査については、以下の項目で行います。

- ① 企画性：利用拠点の活用方法、事業効果、オリジナリティ 等
- ② 誘客性：取組に係る誘客の具体性 等
- ③ 事業推進体制：事業実施可能な体制の構築、地域との連携 等
- ④ 継続可能性：利用拠点の将来的な維持管理のビジョン 等

4 実施方法

選定した結果をもとに事業担当課において対象経費の積算を行い、予算の範囲内で事業を執行します。

5 応募方法

(1) 提出期限

令和元年11月15日(金) 15時まで

(2) 提出先

三重県農林水産部 みどり共生推進課 自然公園班

(3) 提出方法

持参、メールまたは郵送

(4) 提出物

企画書(様式1)及び見積書(様式2)を提出してください。なお、提出書類等は返却しません。

6 注意事項

(1) 今回の募集は、契約を約束するものではありません。

(2) 本件提案にかかる諸費用一切については、提案者の負担とします。

- (3) 提出された企画書等は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。
- (4) 営利目的又は特定の個人もしくは団体のみが利益を受けることを目的とする事業、政治活動・宗教活動等を目的とする事業等は対象となりません。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当する者は、ご応募いただけません。

別表 1

対象経費

区 分	経 費
1 報償費	講師謝金
2 旅費	旅費
3 賃金	当該事業に必要な臨時職員等賃金
4 需用費	消耗品費、燃料費、講師等食糧費、印刷製本費
5 役務費	通信運搬費、広告料、手数料、賠償責任等保険料
6 委託料	委託料
7 使用料及び賃借料	会場借り上げ料、有料道路使用料、レンタカー等借り上げ料、バス借り上げ料
8 負担金	研修会、セミナー、講座等参加にあたっての負担金
9 その他	上記以外で必要性が認められる経費

(様式1)

森林とふれあう自然公園環境整備事業 企画書

1 事業実施主体

団体名	
所在地	
代表者	
連絡先（担当者）	部 署： 担当者： 電 話： E-mail：

2 事業内容

(1) 利用拠点名

(2) 見積額

(3) 具体的な事業内容

3 事業実施の必要性

4 今後3年間の目標数値

5 今年度の事業の実施により期待される効果

6 今後の利用拠点の活用計画

7 昨年度までの主な活動実績（※応募主体が市町の場合は不要）

(様式2)

森林とふれあう自然公園環境整備事業 見積書

事業区分	積算根拠	事業費 (円)
1 報償費		
2 旅費		
3 賃金		
4 需 用 費	消耗品費	
	燃料費	
	食糧費	
	印刷製本費	
5 役 務 費	通信運搬費	
	広告料	
	手数料	
	保険料	
6 委託料		
7 使用料及び賃借料		
8 負担金		
9 その他		
計		